

当社は、一般社団法人投資信託協会(以下、「協会」という。)の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、別紙様式第21号の「正会員の財務状況等に関する届出書(以下、「協会報告書面」という。)」を協会に提出し、当社のHPに当該協会報告書面を掲載するとともに、協会HPに当社の当該掲載箇所への直接のリンク先を登録しております。

当社が、関東財務局長に提出した特定有価証券の有価証券報告書及び半期報告書は、EDINETにて閲覧が可能です。

なお、協会報告書面中の監査報告書／中間監査報告書は、監査報告書／中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

一般社団法人 投資信託協会
会長 白川 真 殿

(商号又は名称) マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社
(代表者) 代表取締役社長 大原 啓一 ㊞

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額(平成 28 年 10 月末日現在)

資本金の額 5 億円

発行する株式総数 100,000 株

発行済株式総数 30,000 株

直近5か年の資本金の変動

平成 27 年 11 月 27 日に増資 1.5 億円

平成 28 年 6 月 24 日に増資 2.5 億円

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務遂行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでです。また、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任の取締役の任期の満了すべきときまでです。

代表取締役は、取締役会の決議によって選任され、取締役会は、その決議によって取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として代表取締役が招集し、取締役会の議長となります。代表取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となります。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

全取締役及び投資運用委員会の委員長が指名する者をもって構成される投資運用委員会(委員長は代表取締役社長)は、原則として四半期毎に開催され、投資環境や相場動向を勘案した上で、投資運用方針及び投資運用ガイドラインを協議して策定します。また、同委員会では、資産運用のパフォーマンスを継続的にレビューして投資運用手法、投資運用方針並びに投資運用ガイドラインの改定を決定します。

投資運用委員会で策定された投資運用方針に基づいて、運用部において、原則として月次で開催する投資会議で具体的な投資計画を策定します。

各投資信託の運用担当者は、投資会議において策定された投資計画を受けて、各投資信託の運用計画を策定して有価証券の売買等の運用指図を行います。各投資信託の運用計画及び運用指図は、資本市場モデ

ルなどを用いてリスクリターン特性等を分析し、ポートフォリオの最適化を図るよう行われ、その成果である各投資信託の投資運用の実績は、投資運用委員会に報告されます。

2. 事業の内容及び営業の概況

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用(投資運用業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言業を行います。

平成28年10月末日現在、当社は、9本の証券投資信託(追加型株式投資信託8本、単位型株式投資信託1本)の運用を行っており、純資産総額は5,095百万円です。

3. 委託会社等の経理状況

(1)委託会社であるマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(3)委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期事業年度(平成27年8月28日から平成28年3月31日まで)の財務諸表及び、第2期中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	第1期 (平成28年3月31日現在)	
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		415,660
前払費用		12
未収入金		4
	流動資産計	415,677
固定資産		
有形固定資産	※1	4,129
建物		1,279
器具備品		2,849
無形固定資産		12,497
ソフトウェア仮勘定		12,497
投資その他の資産		2,164
長期差入保証金		2,158
長期前払費用		5
	固定資産計	18,791
	資産合計	434,468
(負債の部)		
流動負債		
預り金		1,053
未払金		856
未払費用		3,616
未払法人税等		935
	流動負債計	6,460
	負債合計	6,460
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		250,000
資本剰余金		250,000
資本準備金		250,000
利益剰余金		△80,993
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△80,992
	株主資本計	419,007
新株予約権		9,000
	純資産合計	428,007
	負債・純資産合計	434,468

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	第1期 (自 平成27年8月28日 至 平成28年3月31日)	
営業費用		
支払手数料	591	
広告宣伝費	1,783	
営業雑経費	6,813	
通信費	657	
協会費	6,155	
営業費用計		9,188
一般管理費		
給料	48,533	
役員報酬	4,968	
給料・手当	37,923	
法定福利費	5,641	
交際費	90	
旅費交通費	223	
租税公課	5,074	
不動産賃借料	2,729	
退職給付費用	870	
固定資産減価償却費	315	
諸経費	13,826	
一般管理費計		71,663
営業損失(△)		△80,852
営業外収益		
受取利息	28	
営業外収益計		28
経常損失(△)		△80,823
税引前当期純損失(△)		△80,823
法人税、住民税及び事業税		169
当期純損失(△)		△80,992

(3) 【株主資本等変動計算書】

第1期(自 平成 27 年8月 28 日 至 平成 28 年3月 31 日)

(単位:千円)

	株主資本						新株 予約権	純資産合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額								
新株の発行	250,000	250,000	250,000			500,000	500,000	
当期純損失(△)				△80,992	△80,992	△80,992	△80,992	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)						9,000	9,000	
当期変動額合計	250,000	250,000	250,000	△80,992	△80,992	419,007	428,007	
当期末残高	250,000	250,000	250,000	△80,992	△80,992	419,007	428,007	

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は定額法を採用しております。
2. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第1期 (平成28年3月31日現在)
建物	55
器具備品	259

2. 関係会社に対する資産及び負債
該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高
該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	-	20,000	-	20,000

(変動事由の概要)

新株の発行による増加

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(個)				当事業年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権	普通株式	-	450	-	450	9,000

(変動事由の概要)

第1回新株予約権の発行による増加

3. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、銀行預金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

銀行預金は、信用度の高い金融機関に対する短期の預金であります。

長期差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理については、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、十分な手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

項 目	第1期 (平成28年3月31日現在)		
	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金・預金	415,660	415,660	-
(2)長期差入保証金	2,158	2,158	-
資 産 計	417,818	417,818	-
(1)未払金	(856)	(856)	-
負 債 計	(856)	(856)	-

(注1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注2)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)長期差入保証金

長期差入保証金については、返還時期の見積りを行い、返還までの期間に対応した国債利回りに信用リスクを加味した割引率でキャッシュ・フローの見積額を割り引いて算定しております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」については、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

負債

(1)未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当事業年度の確定拠出制度への要拠出額は、870千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（千円）	
繰延資産	1,784
ソフトウェア仮勘定	919
繰越欠損金	21,386
その他	830
繰延税金資産小計	24,921
評価性引当額	△24,921
繰延税金資産合計	-
繰延税金資産の純額	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）サービスごとの情報

該当事項はありません。

（2）地域ごとの情報

該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	議決権の所有 (被所有)割合	関係当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マネックスグループ株式会社	東京都千代田区	(被所有) 直接 51.01%	設立及び出資の引受 役員の兼任	出資の引受 (注1)	353,030	-	-
主要株主	株式会社クレディセゾン	東京都豊島区	(被所有) 直接 44.00%	出資の引受 役員の兼任	出資の引受 (注1)	132,000	-	-

(注1) 当社の設立時及び増資時に発行株式を引き受けたものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

マネックスグループ株式会社(東京証券取引所に上場)

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	第1期 (自平成27年8月28日至平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	21,400円36銭
1株当たり当期純損失金額(△)	△5,124円17銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第1期 (自 平成 27 年8月 28 日 至 平成 28 年3月 31 日)
当期純損失(△)	△80,992 千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る当期純損失(△)	△80,992 千円
期中平均株式数	15,806 株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成 27 年8月 28 日 臨時株主総会決議の第1回新株予約権 450 個

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:千円)

		第2期中間会計期間 (平成28年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		732,262
未収委託者報酬		2
未収運用受託報酬		6
その他		9,057
	流動資産計	741,327
固定資産		
有形固定資産	※1	5,591
建物		3,123
器具備品		2,467
無形固定資産	※1	55,461
ソフトウェア		55,461
投資その他の資産		11,161
長期差入保証金		11,161
	固定資産計	72,214
資産合計		813,542
(負債の部)		
流動負債		
預り金		991
未払金		1,314
未払費用		16,097
未払法人税等		1,970
	流動負債計	20,373
負債合計		20,373
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		500,000
資本剰余金		500,000
資本準備金		500,000
利益剰余金		△215,831
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△215,831
	株主資本計	784,168
新株予約権		9,000
純資産合計		793,168
負債・純資産合計		813,542

(2) 【中間損益計算書】

(単位:千円)

	第2期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	52	
運用受託報酬	156	
営業収益計		208
営業費用		
支払手数料	111	
広告宣伝費	3,808	
調査費	13,012	
委託調査費	12,705	
その他の調査費	307	
委託計算費	2,787	
営業雑経費	1,457	
通信費	727	
協会費	730	
営業費用計		21,176
一般管理費		
給料	73,855	
役員報酬	11,583	
給料・手当	54,701	
法定福利費	7,570	
交際費	274	
旅費交通費	1,120	
租税公課	3,848	
不動産賃借料	7,695	
退職給付費用	1,484	
固定資産減価償却費	※1 4,217	
諸経費	21,261	
一般管理費計		113,758
営業損失(△)		△134,726
営業外収益		
受取利息	3	
雑収入	17	
営業外収益計		20
経常損失(△)		△134,705
税引前中間純損失(△)		△134,705
法人税、住民税及び事業税		132
中間純損失(△)		△134,838

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

第2期中間会計期間(自 平成 28 年4月1日 至 平成 28 年9月 30 日)

(単位:千円)

	株主資本						新株 予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	250,000	250,000	250,000	△80,992	△80,992	419,007	9,000	428,007
当中間期変動額								
新株の発行	250,000	250,000	250,000			500,000		500,000
中間純損失(△)				△134,838	△134,838	△134,838		△134,838
当中間期変動額合計	250,000	250,000	250,000	△134,838	△134,838	365,161	-	365,161
当中間期末残高	500,000	500,000	500,000	△215,831	△215,831	784,168	9,000	793,168

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法を採用しております。

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

2. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当中間会計期間から適用しております。

(中間貸借対照表関係)

※1. 固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第2期中間会計期間 (平成28年9月30日現在)
建物	1,422
器具備品	1,141
ソフトウェア	1,969

2. 関係会社に対する資産及び負債

該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額

(千円)

	第2期中間会計期間 (自平成28年4月1日至平成28年9月30日)
有形固定資産	2,248
無形固定資産	1,969

2. 関係会社との取引高

該当事項はありません。

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	20,000	10,000	-	30,000

(変動事由の概要)

新株の発行による増加

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(個)				当中間会計期間末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
第1回新株予約権	普通株式	450	150	-	600	9,000

(変動事由の概要)

新株の発行に伴う調整による増加

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、銀行預金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

銀行預金は、信用度の高い金融機関に対する短期の預金であります。

長期差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理については、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、十分な手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

項目	第2期中間会計期間 (平成28年9月30日現在)		
	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金・預金	732,262	732,262	-
(2)未収委託者報酬	2	2	-
(3)未収運用受託報酬	6	6	-
(4)長期差入保証金	11,161	11,161	-
資産計	743,432	743,432	-
(1)未払金	(1,314)	(1,314)	-
(2)未払費用(※1)	(2)	(2)	-
負債計	(1,317)	(1,317)	-

(※1)金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注2)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、及び(3)未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期差入保証金

長期差入保証金については、返還時期の見積りを行い、返還までの期間に対応した国債利回りに信用リスクを加味した割引率でキャッシュ・フローの見積額を割引いて算定しております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」については、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

負債

(1)未払金及び(2)未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)サービスごとの情報

当社のサービスは資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	第2期中間会計期間 (自 平成 28 年4月1日 至 平成 28 年9月 30 日)
1株当たり純資産額	26,438 円 96 銭
1株当たり中間純損失金額	5,341 円 00 銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(注2)1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第2期中間会計期間 (自 平成 28 年4月1日 至 平成 28 年9月 30 日)
中間純損失金額	134,838 千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る中間純損失金額	134,838 千円
普通株式の期中平均株式数	25,245 株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成 27 年8月 28 日 臨時株主総会決議の第1回新株予約権 450 個

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 平成 28 年 11 月 21 日
作成基準日 平成 28 年 11 月 11 日

本店所在地 東京都港区六本木一丁目 7 番 27 号
お問い合わせ先 企画・総務部

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 24 日

マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 秀行 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅谷 圭子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社の平成 27 年 8 月 28 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 1 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社の平成 28 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 28 年 11 月 11 日

マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 秀行 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅谷 圭子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 2 期事業年度の中間会計期間（平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社の平成 28 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。